石川島造船の見事な高壓振り！

官憲の壓迫も手傳ひ 職工側手も足も出ず 大會もお流れ

失敗に懲りて對策講究 工勞會幹部が鳩首して

財界の不況と[illegible]につけ込んだ石川島[illegible]工場[illegible]國家も食ふか食はれるか[illegible]の爭議に對し[illegible]を[illegible]して居た幹部職工連は急に節を曲げる譯にもならず出勤するも樣き途へと食ふ惡れありと思つたか二百餘名の幹部中大半は欠席しかて[illegible]加へて官憲の監視があつたので十八日の大會はお流れとなりいよ／＼これに勢ひを得た會社側は内田專務をして「十七日馘首した職工は頭目の總指によつて策動したものでこれから後不穩の狀ありと認むる者の說論あり次第第二第三第四回と際限なく解雇すると」言明させて極力[illegible]につとめて居る

十八日月島勞働會館に開かれる筈の工勞会幹事会も十九日夜に延期された幹事会の延期されたのには工勞会 苦肉の策が 潜んでゐるもの々如く總同盟月島町の工勞會長高山次郎市方では馘首職工地田清作を筆頭に幹事數名は馘首組職を重ね對策を講じ部服警官の見張り嚴でや々殺氣を帶びてゐる同会では當日警官の間に於ける馘首工の出動の際內部との 連絡を斷たれた失敗に懲り今後の作戰計畫を樹てる考慮してゐるに外ならぬのである

▲内田專務から 總大會の開催を附與された二百の組長は「愚圖々々云ふなら直ぐ首だ」と脅かした 職工は懼れ慄え上つた事が盜聽みの大會出席を拒否した原因である一方幹部連から入場を拒絕された組合幹部十五名は午後一時月島勞働會館に集會今後の運動方法に付き協議をしたが幹部間に議論湧出し午後五時に至るも意見の一致を見ず十八日はこれで散會した

淀橋の不良少年集團檢擧さる

府下淀橋柏木一九七集團長古谷幸一郎(十八)副團長同町九十一飯山喜次(十九)府下西大久保四十三板川仙次(十八)府下柏木一一〇土田知雄(廿)府下中野町三〇五〇澤田島市(二〇)中野町大貫テイ(十八)等は集團を組織して本年一月以來淀橋を中心に良家の女子を脅迫し金品を捲き上げ又は暴行を働いて居た事が判り十八日夜淀橋署に檢擧された

作戰を裏切られ 職工側の慘敗だ！

官憲の壓迫が効を奏し 重圍に陷つた幹部連

石川島造船所爭議は十七日の馘首組の工場閉鎖に狂奔した會社側の周到なる運動と身動きもならぬ警官の歡迎のため職工側の策戰は

▲見事裏切られ 工勞內外の連絡を遮斷され如何ともする手の出し樣なく二千有餘の職工は警官の組長より成る數百の監視隊の重圍の裡に午後五時過まで罷業狀態にて死も身も就業をよぎなくされたが十八日は一齊に起つべく計畫した組合幹部の策も遂に如何ともすることも出來なかつた、紛擾の初めから府內製鐵工場四百の職工連は工勞組合の

▲要求條件には 賛成ながら罷業には躊つて居るがスタンクの諸氏工等の利害を見ては一齊に起ち上がるにおいてもそれに賛する男氣がなかつたのは大きな原因である、此の士氣の沮喪と會社の頭目組長等が既に先手を打つた

から遂に裏手に廻つて組織したのだから一濟の手段もなく追手に敗を取る譯である十七日全部に敗北してしまつたといふ譯である十七日迄での

最後の一戰！！

形勢の挽回に苦心 工勞組合の幹部連

常に於ける川口理事長宅に於ける十八日夜の委員會の成案を待つて十九日午前から工勞組合全部の總幹部會を更に月島の勞働會館に開催し最後の一戰を試みる筈であるが十八日の會社の全職工の形勢から觀察すれば會社に先手を打たれ剰へ

▲再擧な術策に 陥つた工勞全體の空氣は爭議の長びくに從つて氣勢をそがれる嫌があるとの際組合側では急轉直下何とか形勢の挽回を企圖せねば工勞組合の崩壞の際

を知るかも知れぬと同時に職工の窮狀に訴へるかも知れぬで觀測されてゐる位である

▲十九日の幹部 會の結果が「飽く迄戰ふか」「深く窮狀の宣言をするか」この二つの一つが選ばれるかゞ問題である

騷げばまだ／＼ 爭議が長びく

田中營業部長の鼻息 其後の石川島造船

石川島造船所の[illegible]の[illegible]會社[illegible]は既[illegible]の[illegible]

[illegible]十五名[illegible]を[illegible]閉鎖して[illegible]か十八日に[illegible]に[illegible]部長[illegible]に

[illegible]解雇の[illegible]罷業[illegible]の工場の空氣に會社は[illegible]を[illegible]すと

爭議はまだ／＼長びく[illegible]工場從業員の[illegible]十一時四十一分まで[illegible]し[illegible]工場[illegible]の[illegible]と一部の[illegible]は一まづ[illegible]の[illegible]へ

に罷業を非常に警視廳へ非常と一同の[illegible]中の[illegible]の[illegible]警官隊かららも[illegible]監視してゐたので私服の警官は工場によつては[illegible]とり[illegible]は[illegible]はしてゐたが一部の者も出た

かふれてゐた、今度[illegible]したのは工場[illegible]當日[illegible]部長が[illegible]して認めてゐたもので[illegible]の[illegible]と認めたもの[illegible]解雇したので今回の[illegible]がやつた譯ではない

會社側

としては規定通り三年以上勤めた者には十五日分の給料を給し解雇するには一週間前に豫知すべしといふ規定があるから別に十四日分の規定の

規定の[illegible]通り[illegible]會社[illegible]もしてゐる會社も[illegible]日[illegible]を[illegible]すれば第二、第三の首切を斷行する

淺野造船も 卅名首馘る

手當が問題

淺野造船所では十八日正午甲乙兩造船部の職工中から職長以下技術員等卅餘名の内部をぎ[illegible]の[illegible]を[illegible]し全部の解雇を斷行したが既に解雇を豫期してゐた技術員等は少しもおどろかず直に規定の解雇手當六ヶ月分の支給を要求したので會社は同夜重役會を開き十九日回答すると[illegible]社長の芝浦本社に於いて[illegible]なつた